

【肝属川水系河川敷公募型樹木採取 募集要項】

平成30年3月 5日

九州地方整備局 大隅河川国道事務所長

次のとおり、「肝属川水系河川敷公募型樹木採取」に係る採取者を募集します。

1. 公募の概要

- (1) 名 称：肝属川水系河川敷公募型樹木採取に伴う公募
(2) 公募期間：平成30年3月 5日から平成30年3月19日まで
(3) 場 所：区画番号①
鹿児島県鹿屋市串良町岡崎地先
(河川名：肝属川水系串良川 右岸 2k000～2k200)
区画番号②
鹿児島県肝属郡東串良町池之原地先
(河川名：肝属川水系串良川 左岸 2k400～2k800)
区画番号③
鹿児島県鹿屋市吾平町上名地先
(河川名：肝属川水系始良川 右岸 5k200)
(4) 採取期間：平成30年4月16日から平成30年5月31日
(5) 公募内容：肝属川水系串良川及び始良川の高水敷での竹伐採及び搬出
(6) 採取区域：別紙-1のとおり
区画番号① 約2, 400m2
区画番号② 約9, 700m2
区画番号③ 約400m2

(7) 公募理由

河川の産出物の採取については、河川法（昭和39年法律第167号以下「法」という）第25条の河川区域内の土地における土石その他河川の産出物の採取許可に関する規定で同条の採取許可制度に基づき、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第15条第1項に規定する竹林（以下「樹木」という。）、あし及びかや等については、これまで地域性や歴史性を踏まえ、河川産出物としての採取が行われている。また、刈草や伐木した樹木については、飼料、農業資材、燃料、ほど木等の地域ニーズがあることから、一部の河川において試行的に採取希望者の公募を実施し、民間（企業、団体、個人等）による採取が取り組まれている。

そこで、地域にとって有用な材となる河川の植物を河川産出物として採取することについて、肝属川水系においても民間に幅広く公募するものです。

2. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等（以下のいづれにも該当しない者であること）

- ① 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。
- ② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者。
- ③ 公募期間中において、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
- ④ 直近1年間の税を滞納している者。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除申請があり、当該状態が継続している者。
- ⑥ その他事務所長が参加不適当と判断する者

※①②③④⑤⑥については企業及び法人等、①④⑤⑥については個人の申請の場合に適用され

る。

3. 応募方法

応募様式（様式－1）を下記受付期間内に下記方法にて提出すること。

提出方法：メール及び郵送（簡易書留等記録の残るものに限る。）並びに持参。

提出先：国土交通省 九州地方整備局

大隅河川国道事務所 河川管理課

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1

電話 0994-65-2541(内線 341)

受付期間：平成30年3月 5日から平成30年3月19日までの土曜日、日曜

日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

※メールで提出を希望される場合は、次のアドレス(osumi@qsr.mlit.go.jp)

に「様式－1の電子データ希望」の旨送信頂ければ、当方より返信させて頂きます。

4. 質問書の提出

質問書の提出期限は 平成30年3月12日（月）までとする。

上記期限内（必着）に質問書（様式－2）に記入のうえ、大隅河川国道事務所 河川管理課
までFAX(0994-65-9630)又は郵送並びにメールにて送付すること。

回答は募集期間内にホームページにて回答する。

ただし、競争性確保の観点から、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合がある。

※メールで提出を希望される場合は、次のアドレス(osumi@qsr.mlit.go.jp)に「様式－2の電
子データ希望」の旨送信頂ければ、当方より返信させて頂きます。

5. 提出にあたっての注意事項

- ① 手書きに使用する言語は日本語に限る。
- ② 応募に要する費用は応募者側の負担とする。

6. 選定方法の概要

（1）選定者の決定方法

- 1) 応募書類をもとに、採取に実施する工程（伐開・運搬・枝葉の処分・除根など）と採取の面積から総合的に評価し、優れた者を選定する。
- 2) 選定にあたっては、必要な情報収集あるいは、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施することがある。
- 3) なお、上記の審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により申請者を選定する。

7. 選定結果の通知

平成30年3月29日（木）の発送による。

審査結果に対して疑問がある応募者は、結果通知日から1週間以内に文書で質問することができる。質問書の提出先は、上記3. 応募方法の提出先と同じ

8. 河川法の許可手続き

決定通知を受けた者は、速やかに次の関係書類を添えて大隅河川国道河川管理課に河川法第25条の規定に基づく樹木採取の申請を行い、許可を受けるものとする。

なお、様式については選定結果の通知の際発送します。

申請書の提出期限：平成30年4月 6日（金）とする。

特段の理由なく、この期間内に申請を行わない場合は、採取者の決定を取り消すことがある。

9. 採取区域とそこに生育する樹種、樹径等の情報

- (1) 採取区域は別紙－1のとおり。
- (2) 樹種：竹を主体とした竹材
- (3) 樹径：5cm程度
- (4) 竹高：区画番号① 3m程度、区画番号② 5m程度、区画番号③ 3m程度

10. 採取条件

- (1) 伐木の際は根元10cm以下の位置で切断し、枝葉も含み現場より回収して搬出すること。
- (2) 最低50m²以上の採取を行うこと。
※最大採取量の定めは行わないが、応募者多数の時は採取区画指定及び採取量の制限を行う場合がある。

11. 採取に当たって実施すべき安全対策等（清掃、交通整理等）の内容

- (1) 道路を横断する場合は、交通整理員を配置すること。
- (2) 作業において、泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を実施すること。
- (3) 作業においては、関係法令等を遵守すること。

12. 作業環境

- (1) 進入路の幅員：4m程度（上空等に障害物はありません）
- (2) 出入り口：堤防道路との接続有り
- (3) 仮置場：有り
※作業に伴う道路環境は別紙－1を参照

13. その他注意事項

自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取り扱い及び河川管理者の指示による中止の扱い

- (1) 河川管理者が、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から平常時の巡視等において採取の実施時期を把握する。その結果に基づいて、必要に応じて許可受け者に適切な指導を行う場合がある。
- (2) 許可受け者が樹木等を採取するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように指導する場合がある。
- (3) 採取は許可を受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行わなければならない。また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者から速やかに通報を求め、適切に対応するよう指示する場合がある。なお、河川管理施設に対する損害については、法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがある。さらに河川管理者から指示があった場合には、無償で採取を停止することとする。

14. 採取料徴収

採取料（占用料）について、河川法第25条の許可を受けた者が河川法第32条の規定により、鹿児島県が徴収（河川の流水占用料等の徴収等に関する条例）することがある。
なお、採取料については鹿児島県河川課管理係(099-286-3590)へ問い合わせ下さい。

15. 完了報告及び履行確認

許可受け者は、採取が完了したときは、河川管理者に報告を行うこと。

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、許可受け者に対して指導を行う場合がある。指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は許可を取り消す場合がある。このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合がある。

なお、報告先は上記、3に同じである。

16. 説明会

説明会は行わないものとする。

17. 無効

公募において示した参加資格のない者の申請又は資料に虚偽の記載をした者の申請は決定通知を取り消す場合がある。

様式－1

応募様式

平成 年 月 日

大隅河川国道事務所長 殿

応募者

住所〒

○○市○○町○一○一○

氏名 ○○ ○○ 印

(法人の場合は代表者名を記載)

平成30年 3月 5日付で公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

1. 河川の名称及び区画番号

第1希望 区画番号 : (河川名 :) (面積 m²)
第2希望 区画番号 : (河川名 :) (面積 m²)
第3希望 区画番号 : (河川名 :) (面積 m²)

2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- 薪ストーブ
 その他の目的 ()

3. 採取を希望する河川産出物の種類 : 竹

4. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- 確認済み
 未確認

5. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- (伐採方法) チェンソーにより伐採を行う。
 ノコギリにより伐採を行う。
 その他の方法により伐採を行う。(伐採方法 :)
- (小割方法) 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
 その他の方法 ()
- (運搬方法) 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法 :)

- 伐採材は、(t) トラックにより日々搬出する。(積込方法：)
 その他の方法 ()
- (伐採順序) 通路脇から順次伐採を行う。
 その他の伐採順序 ()
- (枝葉処理) 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
 その他の処理 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

6. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

7. 応募者の連絡先

連絡先（携帯可） : ○○○-○○○○-○○○○

緊急連絡先 : ○○○-○○○○-○○○○

FAX : ○○○-○○○-○○○○

メールアドレス : ○○○○

なお、FAX、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

7. 公募伐採の応募資格について、企業及び法人等の方は次の①②③④⑤、個人の方は①④⑤の該当箇所がありましたらチェック☑を記載お願いします。

- ①過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。
 ②公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）
第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者。
 ③公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
 ④直近1年間の税を滞納している者。
 ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除申請があり、当該状態が継続している者。

以上

様式－2

平成 年 月 日

質問書

大隅河川国道事務所河川管理課 宛

質問者

住所 〒

○○市○○町○一○一○

氏名 ○○ ○○

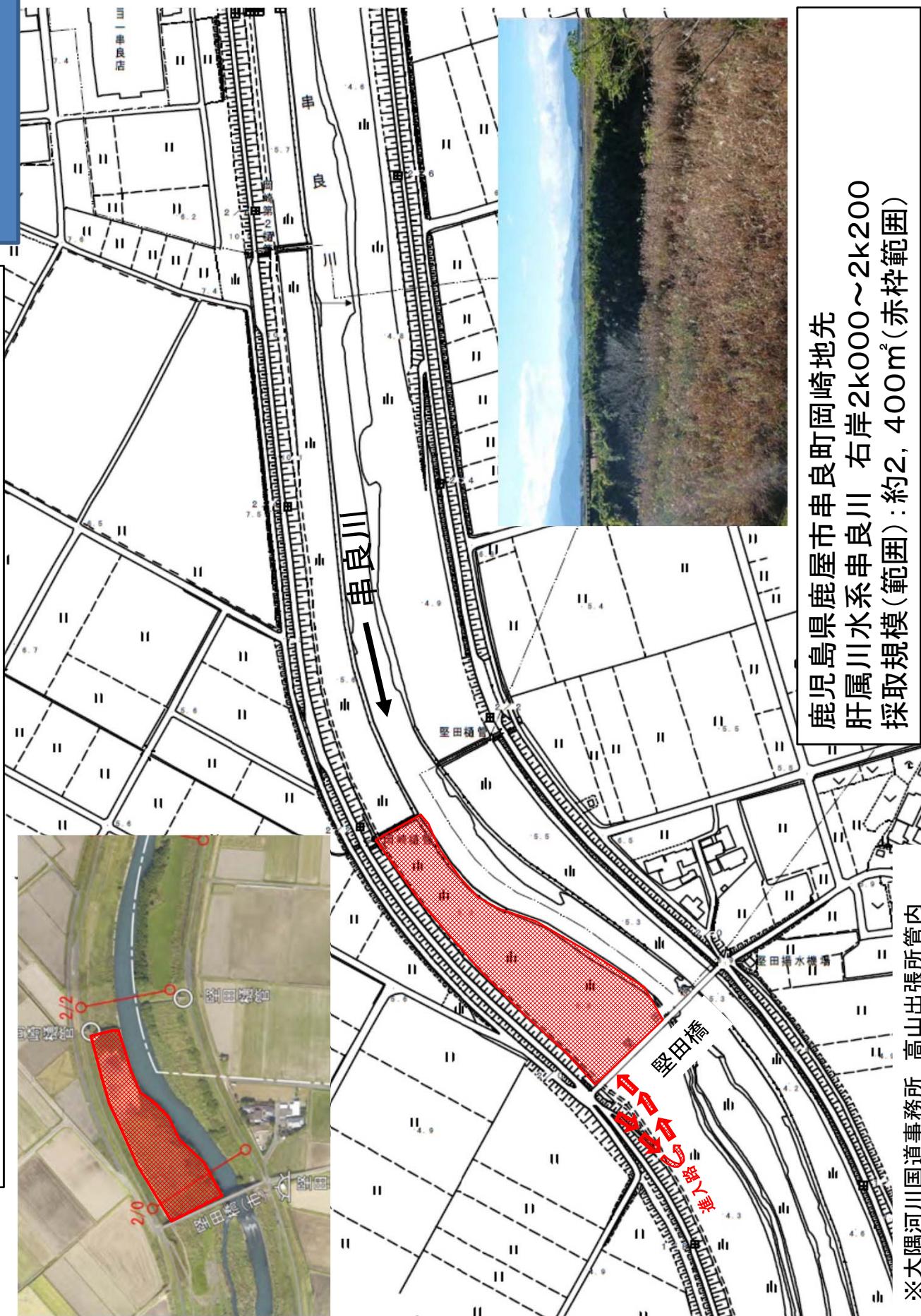
平成30年 3月 5日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について質問します。

<質問内容>

(枠内に質問内容を記載お願いします)

肝属川水系河川敷公募型樹木採取 場所:区画番号①

別紙一
1

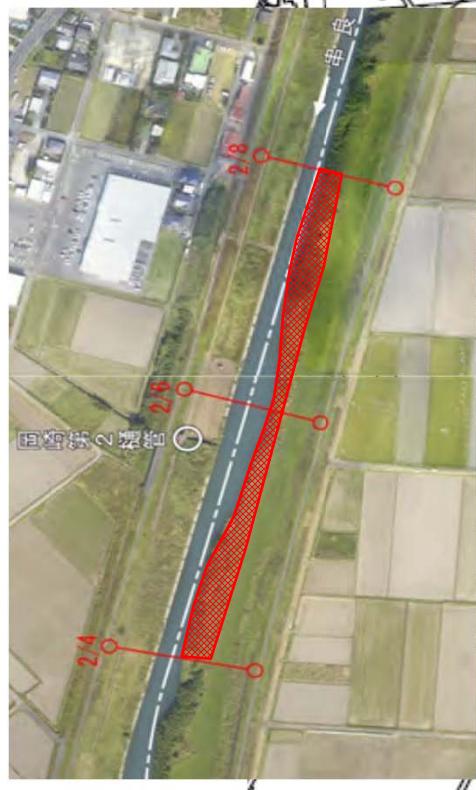


鹿児島県鹿屋市串良町堅崎地先
肝属川水系串良川 右岸2k000~2k200
採取規模(範囲):約2,400m²(赤枠範囲)

*大隅河川国道事務所 高山出張所管内

肝属川水系河川敷公募型樹木採取 場所：区画番号②

別紙一
1

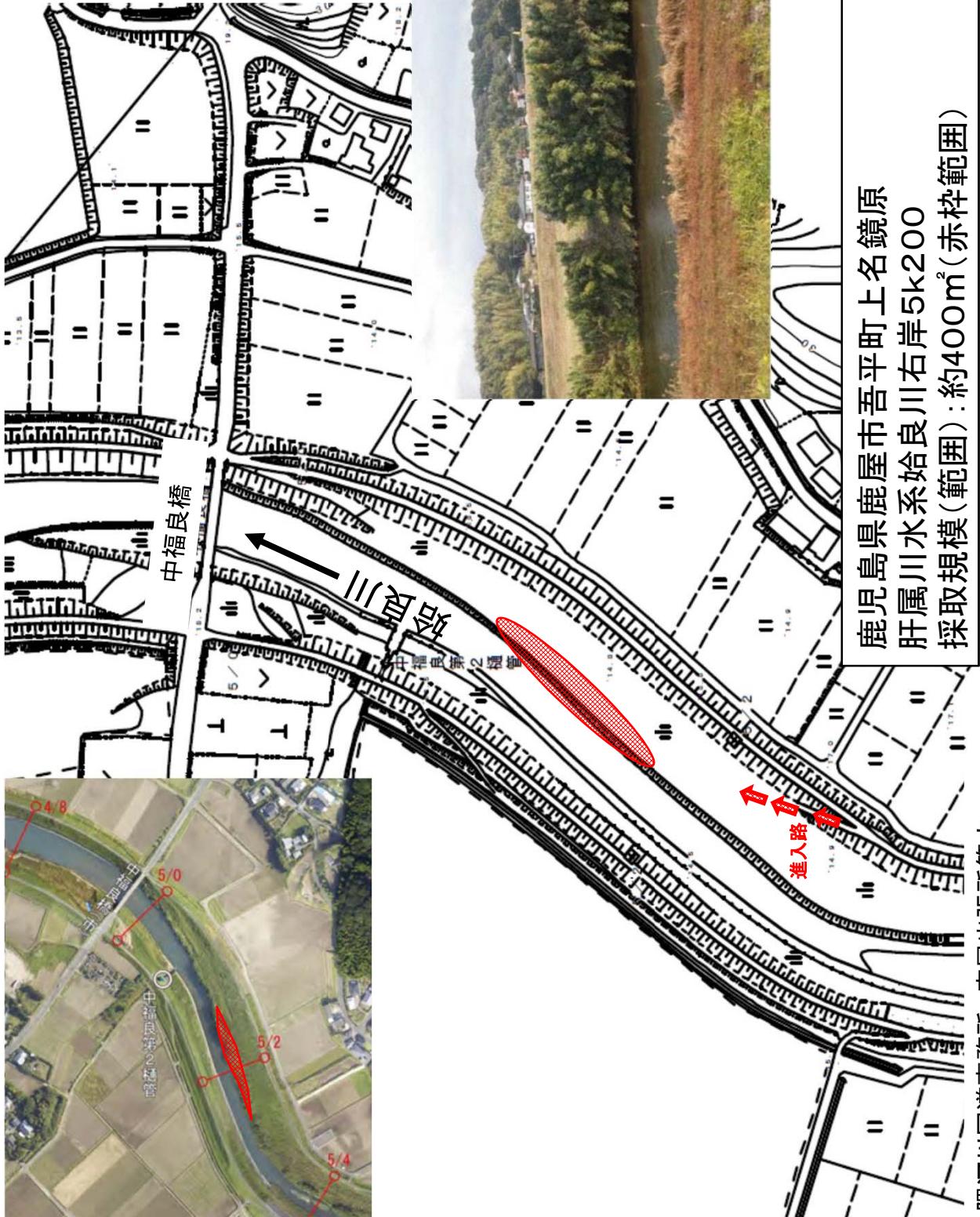
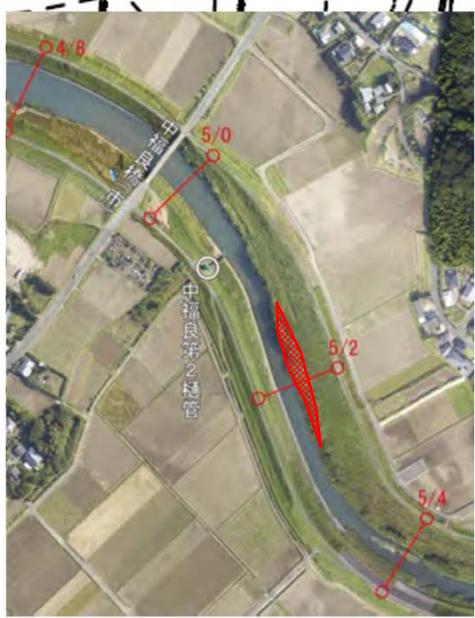


鹿児島県肝属郡東串良町池之原地先
肝属川水系串良川左岸2k400~2k800
採取規模(範囲)：約9,700m²(赤枠範囲)

※大隅河川国道事務所 高山出張所管内

肝属川水系河川敷公募型樹木採取 場所：区画番号③

別紙一 1



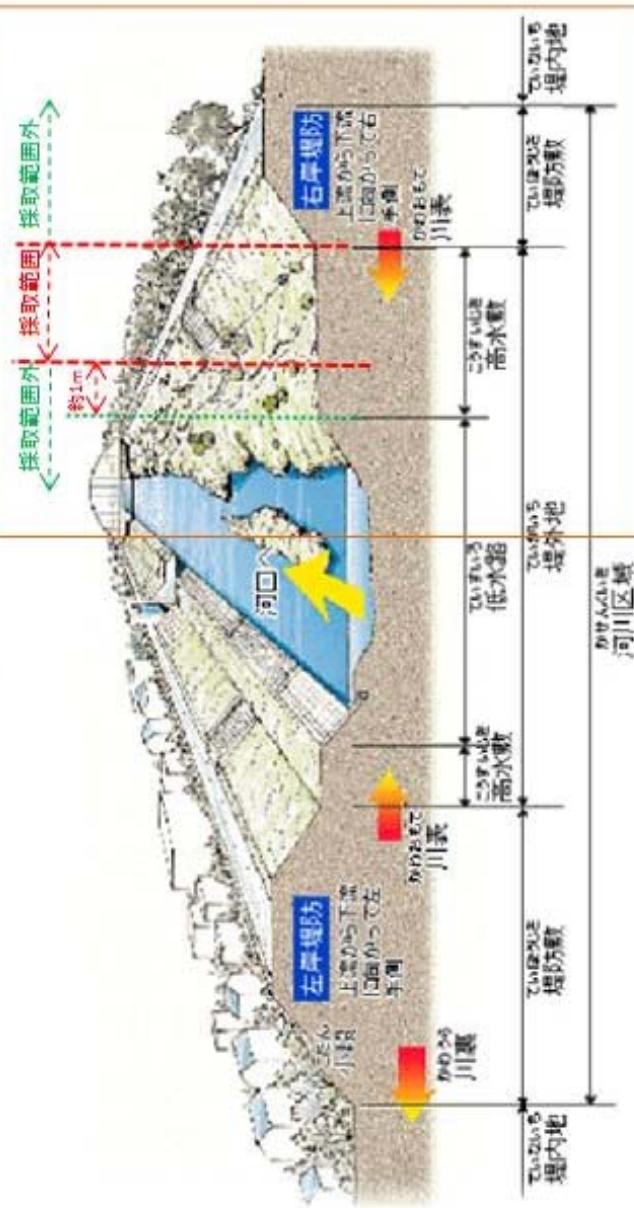
鹿児島県鹿屋市吾平町上名鏡原
肝属川水系始良川右岸5k200
採取規模(範囲)：約400m²(赤枠範囲)

*大隅河川国道事務所 鹿屋出張所管内

採取範囲(採取場所が右岸の場合の横断イメージ図)

参考

・安全面を考慮し、低水路側約1mの高水敷から堤防敷までの中間の高水敷が採取範囲になります。



<注意点>

- ・現地における詳細な採取範囲は、採取前に大隅河川国道事務所の鹿屋出張所又は高山出張所職員と調整の上、採取範囲を決定させて貰ります。
- ・採取場所が左岸の場合も上記イメージ図と同様の範囲が採取範囲になります。